

青法協を理由とした最高裁の最近の一連の措置に抗議し、

その撤回を要求する

最近、最高裁判所は青年法律家協会問題に関連して一連の独善的態度を明らかにするに至った。すなわち、青年法律家協会会員の裁判官などに対する思想調査、脱退強要；熊本地裁宮本康昭判事補の再任拒否；青年法律家協会会員の司法修習生、判事への不採用；坂口盛雄修習生のひ免などである。しかも再任拒否、ひ免の理由を全く明らかにしようとしていない。

いうまでもなく、学問の自由(憲法 22 条)、表現の自由(21 条)などとならんで思想・良心の自由(19 条)は、いくたの先人の苦難の上にかちとられた基本的人権の一つであり、断じて守らなければならないわれわれの権利である。最高裁当局がいかにかいくるめようと、今回の一連の措置が思想・良心の自由をまっこうからふみにじるものであることをおおいかくすことはできない。多数の良心的裁判官をはじめ、国内各界から抗議の声があげられているのも当然である。

今回の動きは、憲法を改悪して自衛隊を合法化し、5 兆 8 千億円にのぼる四次防を推進しようとする反動の期待に、最高裁自らが忠実にこたえようとする危険な役割に一步ふみ出したものである。われわれは司法権の独立が今や全く失なわれようとしているのではないかと危ぶむものである。

治安維持法の下で思想・良心の自由が圧殺され戦争協力以外の学問もままならなくなった戦前の事態や、多くのすぐれた地質学徒が研究室を追われた朝鮮戦争前後の事態を考えるならば、われわれは今回の最高裁の動きを対岸の火災視するわけには行かない。

地学団体研究会第 25 回総会は、青法協を理由とした最近の最高裁の一連の措置に嚴重に抗議し、その撤回を要求するとともに、全ての良心的裁判官・弁護士等司法関係者や科学者・国民とともにたつて司法の反動化阻止のために闘うことを表明する。

1971 年 5 月 5 日

地学団体研究会第 25 回総会